資料４－１

大阪府内男女共同参画関係条例　条文項目　比較表

市町村名	泉佐野市（仮案）	松原市	阪南市	交野市	羽曳野市	岸和田市	和泉市	太子町	熊取町	岬町	河南町
施行日		27.4.1	26.4.1	26.4.1	26.4.1	23.4.1（25.4.1改正）	19.8.1	26.4.1	25.4.1	25.4.1	25.4.1
条文数	18	18	19	19	19	19	17	16	19	20	19
1	目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	市の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	市民の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	事業者の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	教育関係者の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	性別による差別的取扱い等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	公衆に表示する情報への留意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	推進計画の策定等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	施策の策定に当たっての配慮	○				○		○	○	○	○
12	拠点施設の整備	○				○					
13	広報啓発等		○		○	○	○	○	○	○	○
14	調査研究		○	○	○	○	○		○	○	○
15	*活動等への支援*		○	○							○
16	*意見、提案等の申出*	○	○		○	○	○	○	○	○	○
17	積極的格差改善措置			○	○	○		○	○	○	○
18	*相談対応及び被害者支援相談への対応*	○	○		○	○		○	○	○	○
19	委任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○